

令和4年度 人権教育啓発ポスター企画制作要項

1 制作目的

広く県民に対し、人権尊重意識の普及高揚を図るため、啓発資料としての
人権教育啓発ポスターを制作する。

2 委託業務の内容

(1) ポスターの企画・制作及び印刷

- ① 規 格 B 2 判（縦判・タテ 7 2 8 mm×ヨコ 5 1 5 mm）カラー
 B 3 判（横判・タテ 3 6 4 mm×ヨコ 5 1 5 mm）カラー
- ② 紙 質 コート紙・1 3 5 k g
- ③ 数 量 B 2 判 3,0 0 0 部 B 3 判 2 7 0 部
- ④ 納 期 令和4年10月5日（水）までに成果品を納品

(参考) 県関係機関（出先機関含む）、各市町村、公民館、隣保館、保育所、
主な掲示先 幼稚園、小・中・高等学校、支援学校、県警各課 各警察署、国
関係機関（徳島地方法務局等）、公正採用人権啓発推進員設置企業

(2) ポスターの配送 納品先及び部数（予定）

No.	配送・納付先	配送部数	
		B 2 判ポスター	B 3 判ポスター
1	各市町村人権担当窓口課及び 各市町村教育委員会 ※ 受託者が上記宛先に配送	9 5 5 部	/
2	交通新聞社四国支社 ※交通新聞社四国支社に納品	1 8 部	9 0 部
3	本州堂（路線バス広告） ※本州堂徳島営業所に納品	/	1 5 0 部 内訳 徳島バス 1 3 0 徳島市営バス 2 0
4	紙折機（角2封筒に入るサイズ） ※委託者(あいぼーと徳島)に納品	1, 4 7 0 部	/
5	他 ※委託者(あいぼーと徳島)に納品	5 5 7 部	3 0 部
合 計		3, 0 0 0 部	2 7 0 部

注1) 受託者からの直接配送分についての配送先、部数については、後日示す。

また、これには委託者作成の送付文書を同封する。

注2) ポスターの配送にあたっては、折り目が見つからないように配慮する。

(3) その他

- ① 成果品は、新聞広報の紙面・路線バスシートカラー後部広告及び啓発物品等に利用する場合があるので、商業用写真等を使用する場合は考慮すること。
- ② 応募するポスター案は、未発表作品であり、また、他の制作、発表した作品の盗用、引用ではないこと。

3 委託経費の上限額

上限額あり

4 著作権について

- (1) 著作権は徳島県に帰属する。
- (2) 成果品は、次の啓発事業のデザイン素材として使用する場合もある。
啓発冊子・季刊誌・新聞広報・路線バスシートカラー後部広告・啓発物品等

5 提出書類

(1) ポスター案

提出するポスター案は、B 2判（タテ）を1案または2案及びB 2判のデザインを基調としたB 3判（ヨコ）を1案または2案

① キャッチコピー等

- ▶ 人権を明るく、親しみやすい表現で捉える。
- ▶ あらゆる年齢層を対象とした、わかりやすいものとする。
- ▶ 日常生活の中の事柄を取りあげるなど、自然な形で人権に興味をもてるようなものとする。

② 図柄

- ▶ 興味・関心をひきつけるインパクトのあるものとする。
- ▶ 明るい雰囲気、親しみやすいものとする。

注) キャッチ・コピー、図柄等については、企画案を尊重した上で、委託者において一部分変更、または新たな表現に差し換える場合がある。

(2) ポスター案に係る企画書（A 4判 1部）

キャッチコピー、制作意図などを簡潔に記載すること。

(3) 見積書

見積書作成にあたっては、次の内訳がわかるようにすること。

- ① ポスターのデザイン・企画に要する経費
- ② 印刷に要する経費
- ③ 配送に要する経費

6 審査方法

- (1) 提出された企画提案資料を審査会において審査し、委託業者を決定する。
- (2) 見積金額も参考とするが、作品の内容を重視する。
- (3) 審査会において、特に必要があると認める場合を除き、プレゼンテーションは実施しない。
- (4) 審査の結果については、企画案提出者に通知する。但し、審査の経過については公表しない。

7 応募から成果品納品までの工程

6月30日(木)	企画案提出期限
7月中旬	審査・審査結果の通知 契約・制作等の打ち合わせ
10月5日(水)	成果品納品期限

8 応募手続

- (1) 応募資格
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提出書類
 - ① ポスター案 応募案を各1部ずつ
 - ② 企画書(制作意図等) A4判 1部
 - ③ 見積書 1部
- (3) 提出期限
令和4年6月30日(木)まで
- (4) 提出方法
持参
- (5) その他
 - ① 提出された書類は返却しないものとする。
 - ② 企画案の作成及び提出に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

提出先及びお問い合わせ先

〒770-0873

徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内

徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぽーと徳島)

指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

電話 088-664-3719 ファクシミリ 088-664-3727

担当：秋山